

# 提案募集の結果概要

---

2019年6月3日  
事務局

「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」における検討に係る論点について、議論の透明性を高め、幅広い関係者の声を踏まえた上で議論を進める観点から、提案募集を実施。

(期間：2019年4月24日(水)～2019年5月14日(火))

## 提案募集の結果

- 提出された意見： 計129件  
(うち法人又は団体14件、個人115件)

## ご提出いただいた法人又は団体

(一社) 日本ハッカー協会	(一社) インターネットユーザー協会
女子現代メディア文化研究会	(一社) 日本ケーブルテレビ連盟
(一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター	(一社) 日本インターネットプロバイダー協会
(一社) テレコムサービス協会	
(一社) 電気通信事業者協会	
NGN IPoE協議会	
(一社) コンテンツ海外流通促進機構	
株式会社ジュピターテレコム	
エンターテイメント表現の自由の会	
株式会社日本国際映画著作権協会	
EditNet株式会社	

論点1：アクセス抑止方策の検討に際しては、インターネット上の海賊版の現状について関係者の共通認識のもとで議論を進めるべきではないか？

## 主な提出意見

### 【関係者の共通認識の下で議論を進めるべき 同旨19件】

- アクセス抑止方策について、関係者の共通認識のもと幅広いユーザーの声に耳を傾け議論を進めることに賛成である。業界関係者としての漫画家・クリエイターはもちろんのこと、インターネットに関わるユーザーを対象に、幅広くヒアリングをすることは必要である。今日のインターネットは、情報インフラとしての性格を持ち多くの市民の生活の一部である。したがって、市民への影響を考えた上でアクセス抑止方策を設計するべきである。【女子現代メディア文化研究会】
- 関係者にはコンテンツホルダーやISP、学識経験者だけでなく、ユーザーを含むべきで、インターネットガバナンスに関する議論はマルチステークホルダーシステムで実施されるべきだ。【一般社団法人インターネットユーザー協会】
- 本論点については強く同意する。インターネット上で海賊版の流通が普遍的に行われるべきでないことは当然である。その上で、海賊版流通の背景やそれによる影響・被害、さらに海賊版の流通を抑止するために行う様々な方策とそれに掛かる法的課題や技術的問題について、検証可能な証拠・データに基づいた共通の認識の基盤の上で議論を進めるべきと考える。

【NGN IPoE協議会】

### 【海賊版サイトの被害損害について、正しい事実を前提に議論を行うべき 同旨6件】

- 本検討において、「海賊版の現状について関係者の共通認識が必要」だとされているが、正確に見積もられていない被害数・被害金額が、今回、既定の事実として固定化されることが懸念される。海賊版の現状については、出版物の供給サイドから被害数・被害額が過大に見積もられることのないよう、実証性のある数字を提示するべきである。今回、共通認識とされた数字は、検証が不十分な数字であり、今後の検証によっては増減の可能性があり、固定的な事実でないことが明示されるべきである。【エンターテインメント表現の自由の会】

### 【その他】

- インターネット上の海賊版については、文化庁、内閣府など多くの場所で情報共有が行われているほか、2018年度には、内閣府知財本部が設置した「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」において集中的に議論が行われている。これ以上の「共通認識」とは何を指すのかがそもそも不明である一方で、インターネット上において海賊版による被害が「存在」することは明白であり、権利者は被害を受け続けている。一刻も早く実効的な対策を講じることが急務であり、これまでに醸成された共通認識のもとで議論は直ちに進めるべきであると考えます。【一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)】

論点2：インターネットの特徴や役割を踏まえて、あるべきネットワークの姿は何かを考慮しつつ議論を進めるべきではないか？

## 主な提出意見

### 【インターネットのあるべき姿を踏まえて議論すべき 同旨17件】

- インターネットは民間主導のもと、その時々々の技術進歩を踏まえ、さまざまな形で発展してきました。基本的には自律分散の構成であるため、ISPによりそのネットワーク構成は多種多様です。アクセス抑止方策の検討にあたっては、そのような多様性や技術の進歩を阻害することが無いよう検討を行うことが必要と考えます。また、インターネットは日本だけで成り立つものではなく、海外の電気通信事業者との相互接続が広く行われています。日常的に使われるブラウザなども海外で開発されて世界中で使われているものが多いため、関係する当事者が広い範囲に及ぶことにも留意する必要があります。よって論点案のとおり、インターネットの特徴やあるべきネットワークの姿を考慮しつつ、丁寧に議論を進めていただきたいと考えます。

【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】

- ご指摘の通りと考えます。インターネットは基本的に誰からも束縛されることなく、日常生活のインフラへと変革を遂げてきました。広範囲かつ大量の情報と多彩なサービスの基盤となっているインターネットについては、現在のみならず将来における社会的な役割等を十分に考慮した上で、一部の対象のみの解決に偏った判断にならないことを希望します。【（一社）テレコムサービス協会】
- 当然でありこのように進めるべきと考える。インターネット上での他者への権利侵害は適切に対処されるべきであるが、保護に重心を置き過ぎてインターネットの原則である自律・分散・協調が侵害されないよう、検討を行っていただきたい。【JPNIC】
- 国民の基本的な権利のひとつである情報の収集・活用の自由を支える重要な基盤の一つがインターネットだとの前提に基づき議論するべきだ。【個人】

### 【インターネットのエンドツーエンド原則に着目して議論すべき 同旨7件】

- 自律分散協調によって維持されてきたシステムであることに加えて、エンドツーエンドの原則や、TLS・DNSSec等のセキュリティ対策と両立する技術的方策を検討すべきである。【個人】

### 【その他】

- 通信の秘密および知る権利が侵されないことがあるべきネットワークの姿であると考えます。【個人】
- FacebookのCEOのMark Zuckerbergが下記Washington Post紙への寄稿のとおりインターネットに対する世界的な規制の導入を求めるなど、世界の最新の潮流は民主的に正当性のある規制をインターネットにもたらすことであり、日本の「ムラ」関係者が主張する関係者のみによる「自立・分散・協調」は既に過去の遺物である。【個人】

論点3：具体的な方策の検討に当たっては、海賊版サイトにアクセスするユーザにとどまらず、多くのネットユーザにも影響があり得ることから、幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て進めることが必要ではないか？

## 主な提出意見

### 【幅広いユーザの意見を聞き、ユーザの理解を十分に得て進めるべき 同旨21件】

- 今や日本国民の殆どがインターネットユーザーなのだから、幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て進めることが必要である。特に国民の憲法上認められた権利（通信の秘密）に関わる重大な問題なので、性急に結論を出してよい問題ではない。【個人】
- ネットワーク上で通信の宛先や内容を判断して、通信の遮断やアクセス抑止を行うことは、常に通信の秘密との関係が問題になります。表現の自由や民主主義社会の成立、産業機密の保持など、私たちの社会のあらゆる分野において、通信の秘密が守られることはすべての前提になっているといっても過言ではありません。通信の秘密は国民の権利であり（電気通信事業者の権利ではありません）、その議論の場には通信サービスの利用者である国民の声が十分反映されることが必要です。よって、論点案の通り、幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て、議論を進めることが必要です。

【EditNet株式会社】

### 【総論としてアクセス警告方式に反対 同旨64件】

- 今後全ての通信を暗号化していくという形で世界的にも進んでいる中、通信の秘密を傍受すること、さらに通信の内容をもとに警告を出すことなどあってはならない事例であり、日本にとっても大きな損失となりうるであろうことは容易に予測される。そのため本提議に反対する。【個人】
- まず結論から言いますと、私は全面的に反対の立場です。  
著作権を侵害する行為自体は擁護しませんが、このようなアクセス禁止は著作権の侵害を行っていない個人を抑圧するものであり、こういった規制はネット利用の萎縮を招く可能性が極めて高いと考えられます。  
個人の権利を制限するような行為は「これ以外の方法では別の個人の権利が守れない」という場合に必要最小限の範囲でのみ認められるべきです。【個人】



## 主な提出意見（つづき）

### 【アクセス警告方式は通信の秘密を侵害する・通信の秘密への影響が大きい 同旨45件】

- アクセス警告方式は、その仕組み上、憲法で保障された通信の秘密を侵すことになるため、実施するべきではない。これは先の海賊版対策の議論の中で問題になったブロック方式とまったく同じである。海賊版に対抗するために、国民の盗聴を可能にする、といった馬鹿げたことはやめるべきである。【個人】
- アクセス警告方式には反対する。アクセス警告方式はブロック方式と比較して本当に海賊版サイトか否かを確認できるためブロック方式よりも幾分ましには思えるが、通信の秘密を侵害していることに何ら変わりはない。【個人】
- ブロック方式の問題点は接続を遮断するところではなく、通信の秘密が守られないところにあるのに、アクセス警告方式も通信の秘密が守られておらず代替案として不相当だと思います。手紙でいえば勝手に開けるのが問題点であり、破り捨てるか、赤字で書き込みを入れるかの違いでしかないと思うのですが… アクセス抑止方策に係る検討の論点”は冒頭で「近年、運営管理者の特定が困難であり、違法コンテンツの削除要請に応じない悪質な海賊版サイトが出現しています。」とあります。まず、運営管理者の特定がなぜ困難であり、解決のためにはどんな課題があるのかを論議するのが筋ではないでしょうか。【個人】

### 【アクセス警告方式は国家による監視・検閲行為である 同旨31件】

- 法的整理として「通信の秘密の規定との関係が問題となる」と記載されているが、検閲の禁止（電気通信事業法第3条）との関係を問題としなければならない。通信の秘密について、「ISPが各ユーザの同意を得た上で実施すれば、通信の秘密の問題をクリアすることが可能」「通常のユーザであれば同意することが想定し得る」場合には「包括同意で足りると認められる」などと記載されているが、検閲の禁止は、common carrierたるインターネット接続サービスの社会的信頼を保護するための規定であるから、ユーザ各個人の都合による同意（真の意味を理解していないユーザによる同意）があるからといって、そのような信頼を害する検閲が許されることにはならない。検閲の禁止がユーザの同意によって解除されるというには、common carrierたるインターネット接続サービスの社会的信頼が害されない程度に、どのような場合に遮断がなされるのかが公正に決定されるものでなければならず、その明確な基準が事前にユーザに理解されていることを要する。検閲は必然的に通信の秘密を侵して行われるものであるから、検閲の禁止義務違反は同時に通信の秘密侵害に当たるのであり、通信の秘密が解除されると言うには、検閲の禁止が解除されるための要件である上記の点を検討しなければならない。【個人】

## 主な提出意見（つづき）

### 【アクセス警告方式は国家による監視・検閲行為である 同旨 3 1 件 つづき】

- 1. 本件アクセス警告方式は原理上全ユーザーの通信を検閲する必要があり、日本国憲法第21条第2項「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」に反する。  
2. また同じく、電気通信事業法（第4条・第179条）、有線電気通信における通信の秘密は有線電気通信法（第9条・第14条）、無線通信における通信の秘密は電波法（第59条・第109条）により保護されている通信の秘密を侵害するため違法性が高い。  
3. 仮に約款などによるユーザーの同意があったとしても、上記違憲性、違法性の観点から当該約款は無効である。【個人】

### 【アクセス警告方式の実効性に疑問 同旨 1 4 件】

- 利用者によっては一定の抑止力になると考えられるが、海賊版コンテンツを閲覧またはダウンロードしたい利用者は、回避が可能であるため、効果は限定的だと考える。【JPNIC】
- アクセス警告方式はただの脅しでしかない。ダウンロードによる複製が違法化されても、単なる閲覧は違法化され得ないのであり、複製が行われたか閲覧のみに止まったかは、サイト側からもインターネット接続サービス側からも判別不可能なのだから、こうした状況を理解しているユーザに対しては、警告は何ら抑止効果をもたらさない。  
それどころか、実際には危険でないものを危険であると脅すような行為が横行することは、国民のリテラシーを低下させるばかりか、無用な不安感を植え付けるものである。【個人】

### 【その他】

- 具体的な方策の方針として挙げられたアクセス抑止方策を採用する有用性、意義が、憲法に示された検閲の禁止、思想、内心の自由を保障する条文の権限侵害を経てなお必要である点の議論がまったくされていないため、その点をまず明確にすべき。アクセス抑止方策を具体的に検討するより前に対処すべき事項がどのくらいあるか、なぜ今、人権侵害を犯してまでアクセス抑止方式を具体的方針としてあげる必要があるのかを明確にすることが優先である。【個人】

論点4：アクセス抑止方策の実際の導入に向けた詳細調整・実施は、民間部門において主体的・主導的に進められるべきではないか？

## 主な提出意見

### 【アクセス抑止方策の実際の導入にあたっては民間主導で進められるべき 同旨8件】

- 民間部門が主体的に判断を下した上で進めることが望ましい。「公的部門は民間の各ステークホルダーの連携・協力、及び相互理解が進むよう、その後押しとなる支援を行うことが適当ではないか？」とあるが、公的部門の支援が前提とならないような検討を出発点としていただきたい。【JPNIC】
- 基本的に賛成です。既に民間部門の横連携でアクセス抑止施策を取っている場合も散見されます。公的部門で行うのは、サポート程度で問題ないと考えます。【個人】

### 【アクセス抑止方策は民間主導で実施すべきではない 同旨14件】

- 私は児童ポルノを理由とした、民間主導とされているサイトブロッキングにも反対している。児童ポルノ問題と知的財産権の侵害である著作権侵害問題は混同されるべきではないが、民間主導を建前としても、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利の実質的な侵害となるサイトブロッキングやアクセス警告方式は許されてはならないものである。今後、検討の過程において民間主導の話が出されることがあったら、通信関連法を所管する総務省から、そのようなことは民間主導であってもなされるべきではないと述べるべきである。【個人】
- 運用によっては表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密など国民の基本的な権利に関わることから、民間部門の独断で行うのではなく、民主主義の手続きを経て公平・公正に進めるべきである。【個人】

### 【通信の秘密に関する法的整理が必要 同旨3件】

- アクセス抑止方策の検討に際しては、議論の大前提として、静止画ダウンロードの違法化や通信の秘密との関係性（静止画をダウンロードする行為すら違法とされていないなかで、単なる閲覧行為をなす通信を特定し警告表示することを目的に電気通信事業者が全利用者の全ての通信を網羅的に探索する行為の違法性阻却事由）等に関して、違法性がないことの法的根拠が明確に整理されることが必要であり、その整理なしに民間部門での検討を推進することは不可能。【(一社)電気通信事業者協会】
- 「アクセス警告方式」の導入に向けた検討には、通信の秘密に関する法的整理が必要であり、民間部門のみで主体的・主導的に進めるのは難しいと考えます。少なくとも、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」のとりまとめのように、違法性阻却事由等を整理いただいた後に進めることを要望します。また、静止画ダウンロードの違法化について整理された後に検討することが適当とも考えます。【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】



論点5：アクセス警告方式を何のために行うのか、どのような意味を持つのか等、実施の前提について議論すべきではないか  
 ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法か違法でないかによって、違いがあるか？

## 主な提出意見

### 【ダウンロード違法化が行われることで違いが生じる 同旨4件】

- 利用者による海賊版コンテンツのダウンロード行為に係る違法性については、最重要な論点であると考えています。利用者への説明の局面では、ダウンロード行為が違法である場合の方が、説明が容易で理解を得やすいものと考えます。電気通信事業者はサービスを提供する上で利用者との様々な接点において、丁寧かつ広範囲に対応することが不可欠であると考えております。  
 【（一社）テレコムサービス協会】
- 海賊版サイトへのアクセスの抑止および海賊版サイトを利用することの問題点について啓発を行うことを目的に実施することが想定される。ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法でない場合、ユーザに対する脅しにしかない上、どのようなサイトの閲覧に対して警告を行うかの線引きが難しく、事業者が対応を実施する法的根拠の説明が難しくなる。【個人】

### 【ダウンロード違法化の有無による違いはない 同旨9件】

- アクセス警告方式は国民の通信を監視するものであり、検閲であり通信の秘密を侵害するものである。これは、ユーザによるダウンロード行為が違法であるか否かによる違いはない。【個人】
- なぜアクセス警告方式を行わなければならないのか、本方式以外の手段についての取捨選択についてまったく触れていません。本方式の妥当性についての議論がまったく見えてきません。その上で本案について検討いたしました。本案はカジュアルユーザーによる海賊版コンテンツのダウンロードを主対象とした対策と思われます。ただ、違法性の意識の有無によって行為が変化するとは思えず、そこにあるから便利だからダウンロードしたという動機が主のように感じられる為、海賊版サイトの存在を潰す方向での対策を行うのが有効だと思います。本案をこのまま進展させるのであれば、海賊版サイト利用による同意が確認されたとして、ユーザーを逮捕してゆく結果しか見えません。この解決方法は乱暴に思えます。【個人】

### 【アクセス警告方式の目的や意味など、実施の前提について議論すべき 同旨8件】

- アクセス警告方式の実施の前提についてより議論することが必要だ。アクセス警告方式については既に多くの法律的、技術的な批判に晒されたウェブサイトブロッキングの議論を前提とすべきだ。なぜなら、アクセス警告方式はサイトへのアクセスが可能かどうかという点においてサイトブロッキングとは表面上異なるものの、技術的には第三者が通信の中身を確認する点でサイトブロッキングと全く同様に通信の秘密を侵す行為であるからだ。通信の秘密が保障するのは秘密そのものであり、アクセスの保障はその附随的効果に過ぎないため、前提としてサイトブロッキングの議論において表出した種々の問題点をそのまま引き継ぐものとする。

【一般社団法人インターネットユーザー協会】

## 論点6：アクセス警告方式にはどのようなメリット・効果があると考えられるか？

### 主な提出意見

#### 【アクセス警告方式にはメリットがある 同旨4件】

- アクセス警告方式では、ダウンロードが違法であるコンテンツに対してユーザに対して「違法であることを知らせる」効果があると考える。逆に考えれば、アクセス警告されない「コンテンツはダウンロードが違法でない」と推認させる効果があると考える。【個人】
- 利用者が海賊版サイトと知らずに係るサイトにアクセスすることを抑止し、海賊版サイト利用者を訴追する場合、情を知ってアクセスしたことを裁判で立証しやすくなるのではないかと考える。【個人】
- 利用者の同意を適切に取得することを前提に、ブロッキングに比べて利用者の権利を侵害する度合いが低い手段であるとは考えられます。【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】

#### 【アクセス警告方式にはメリットはあるが限定的 同旨6件】

- インターネット接続事業者（ISP）が当該契約者の通信一般を検知し、特定のサイトへのアクセスを遮断し、警告を表示する「アクセス警告方式」は、当該契約者に判断の機会を設けるため、定性的には一定の抑止効果があるとの評価も考えられるが、利用者がオプトアウト等すれば海賊版サイトの閲覧が可能であり、更に警告画面が表示されても閲覧は可能である等、著作権侵害対策としての効果は限定的であるとも考えられる。関係者の共通認識のもとで議論するためには、アクセス抑止方策としてどの程度の効果があるのかについて丁寧な議論を通じて客観的な結論を得ることが重要と考える。【（一社）電気通信事業者協会】
- 2009年から2017年まで、他の国々がアクセス警告方式に類似した措置を実施しましたが、大きな成果は得られませんでした。例えば、米国では、ピアツーピア（P2P）ファイルの共有サービスを介して著作権で保護された作品の無許可かつ違法な配布に関わるインターネット利用者を教育するための自主的な業界の努力として、「著作権警告システム」（CAS）が2013年に導入されました。CASは、著作権侵害の申立てが発生した後に（前ではなく）、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）が加入者に通知を送り、加入者の行為の結果について警告するものでした。しかし、CASは2017年に廃止されました。2009年にフランスは、加入者アカウントの停止を伴う管理プロセスを通じてオンライン上の権利侵害に段階的に対応する法律を施行しました。同制度では利用者への通知は、著作権者が利用者によるオンライン上の著作権侵害の事実を申し立てた後に送信されることになっていました。2013年にはデクレ（第0157号）により加入者アカウントの停止にかかる刑罰が廃止されました。これらの取り組みは、権利者が、オンライン上の海賊版をより効果的に減少させるための他の戦略に移行したことにより中止されました。これが他国において実施された著作権侵害を行ったユーザに対する警告措置の結果であり、著作権侵害が行われる前の段階が想定されている、今回検討するアクセス警告方式においても同様の結果になる可能性があります。

JIMCAは、オンライン上の著作権侵害を減少させるための措置を政府が検討していることに感謝しております。それと同時に、提案されているアクセス警告方式がオンライン上の著作権侵害を減らすことができるかについては、やや懐疑的です。なぜなら、それはISPと利用者の自発的な合意に基づく措置であり、たとえ利用者が海賊版サイトにアクセスしたとしても利用者への影響は極めて限定的なものになるからです。【株式会社日本国際映画著作権協会】

## 主な提出意見（つづき）

### 【アクセス警告方式のメリットはない・デメリットが大きい 同旨14件】

- 当然だがアクセス警告方式を導入することによるデメリットや逆効果も合わせて検討すべきである。すでに意見としてあがっている通信の秘密や検閲など人権侵害に関する懸念はもちろん、アクセス警告方式は「このサイトには警告が出てこないから合法サイトである」というミスリードを生み、さらに混乱を招く可能性があることも無視できない。アクセス警告方式はユーザーの著作権意識の低下に資することも考えられる。【一般社団法人インターネットユーザー協会】
- アクセス警告方式は、情報の収集・活用の自由や表現の自由、通信の秘密といった、国民の基本的な権利の制限に直結する。また、海賊版サイトへの接続を明確に意図するユーザはアクセス警告方式に同意しない、又は同意しても警告を無視し接続するであろうことから、海賊版対策としても有効でない。アクセス警告方式に有用なメリット・効果は認めがたい。【個人】
- アクセス警告方式はデメリットしかない。国民のネット利用を畏縮させるだけある。しかもストリーミングサイトには効果が無いのだから尚更である。一業界の権益のためには、国民の憲法上認められた権利（通信の秘密）を侵害していいという悪しき政策の前列になる。【個人】
- アクセス警告方式によって海賊版へのアクセスを足止めできる点にはメリットかもしれませんが前述した権利者やユーザーが本来求めているものと違うこと、配慮をされても憲法違反にもつながること等デメリットの方が大きいことを伝えます。【個人】

論点7：アクセス警告方式の実施の前提としての法的整理に関し、個別の同意が必要か、あるいは、包括同意で足りると整理することが可能か？

## 主な提出意見

### 【包括同意ではなく、個別同意が必要 同旨7件】

- 個別合意が必要であり、かつ個別合意として場合にも何ら不利益を得ないこととすることが必要と考える。ユーザにとっては撮取したコンテンツの内容・種類・時期・目的などは、コントロールすべき重大なプライバシーの一環をなすべき個人情報であって、中間介在者たるISPが取得すべきものではないからである。【個人】
- アクセス警告方式の運用によっては国民の基本的な権利に抵触しかねないことから、個別の同意を取得すべきである。【個人】

### 【ユーザが約款に気づかずに同意したり意味を正しく理解せずに同意することになるので不適切・通常の利用者であれば承諾するという想定が困難 同旨9件】

- 一般的にWebサービス等の同意を得る際に、契約内容を精査する利用者は少数で、大量の文章の中に、アクセス警告方式同意の条項を盛り込むことは事実上、多数の利用者が気づかずに同意したこととなります。「通信の秘密」を侵しうる重要な事項がこのような気づきにくい方法で同意を求めることは極めて不適切です。【個人】
- 現状の一般市民のリテラシーに照らして、警告がなされたとしても、通信の秘密の侵害について、「個別具体的かつ明確」な同意は期待できない。ダウンロード違法化拡大法案が一般市民に対して十分な説明と納得を得られていない状況で、通信の秘密の侵害に対して、「通常の利用者であれば承諾することが想定される場合」という場合を想定することがそもそも困難である。したがって、この状況において、「個別具体的かつ明確」な同意ではなく、「約款等による包括的な同意」で済ませることは通信の秘密の侵害のおそれが極めて高い。【個人】

### 【契約法の原則に照らして無効・不当条項にあたる 同旨8件】

- 海賊版サイト対策のためにアクセス警告方式でISPが24時間365日、ユーザー・国民のネット上の挙動をモニタリングしつづけることは、ユーザー・国民の法令上の権利を不当に制限する「不当条項」に該当するとして、消費者契約法10条、改正民法548条の2第2項に照らして無効と裁判所等に判断される可能性がある。【個人】



**主な提出意見（つづき）****【セキュリティ対策における包括同意の考え方を著作権侵害対策に転用すべきではない 同旨4件】**

- ACTIVEのアクセス警告方式は、サイバー攻撃から日本の個人・法人・国など社会全体のサイバーセキュリティを守るためという、社会的保護法益を守りという趣旨の制度である一方で、海賊版サイトの件は、たかだか出版社と漫画家たちの個人的・個社的な法益である財産的法益の侵害が問題となっているに過ぎない。（しかもこの財産的な損失は、出版社などが民事訴訟を海賊版サイトに提訴するなどして自己責任で何とかすべき筋の話である。）秤にかけられている対立利益が国民の重要な精神的利益である通信の秘密・プライバシー権等であることをも考えると、ACTIVEのアクセス警告方式をそのまま海賊版サイト対策にもってくることは法的に非常に無理がある。【個人】

**【たとえ同意があっても許されない 同旨10件】**

- アクセス警告方式は、ISPがユーザーの通信を常時監視して「警告画面」という形で介入するという点においては検閲行為そのものであり、検閲の禁止（電気通信事業法第3条）に明確に違反するものであると考えます。包括同意は論外であり、また個別に同意をとれば検閲が許されるというのであれば、法律の意味がありません。【個人】

**【その他】**

- アクセス警告方式は、全国民の通信を監視してその通信に介入するものであって、情報・表現の自由や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものである。これは、良く理解もされないまま個々の利用者・ユーザの同意さえ得れば良いという問題ではない。通信事業者及び利用者・ユーザに追加のコスト負担が発生しないことを前提に、アクセス警告方式への不参加をデフォルトとして、不利な点も含めてはっきりと説明した上で、全利用者・ユーザから明確な同意が得られれば、アクセス警告方式の実施について同意を前提とし得るかも知れないが、全く非現実的である。【個人】



## 主な提出意見（つづき）

## 【その他（つづき）】

- アクセス警告方式に実効性を持たせるためには、およそ全ての通信をプロバイダが監視するという前提が必要である。一方、憲法上保証されている通信の秘密は、その通信の内容はもちろん、通信の有無自体を知覚されないという内容を含むものである。従って、アクセス警告方式は著しく通信の秘密を侵害するものであり、とうてい認めることは出来ない。  
また一部には約款において包括同意で足りるとする意見もあるようだが、上記のような憲法上の人権を著しく侵害する態様のものである以上、包括同意で足りるとする意見はとて容認出来ない。また個別同意であっても同意しないユーザーが能動的な除外手続を必要とするいわゆるオプトアウト方式ではなく、自己の通信の秘密を放棄することを自ら選択するオプトイン方式とすること、またアクセス警告方式に関する約款に何らかの変更があった場合には一旦全てのユーザーを同意していない状態に戻し、新たな約款に同意するユーザーには改めてオプトインさせる方式が最低限必要である。【個人】
- アクセス警告方式は、知的財産戦略本部での検討で合意に至らなかったブロッキングの代替案として提案された経緯があるが、その検討でブロッキングが反対された理由が、通信の秘密が侵されてユーザのプライバシーが侵害される懸念にあったことからすれば、「あなたは（略）しようとしています」との警告画面を突き出すアクセス警告方式の方がよほどプライバシー侵害的であり、問題が大きい。このような措置は、まさに「Big brother is watching you.」と、監視されている意識をユーザに植え付けるものであり、「通常のユーザであれば同意することが想定し得る」などというフィクションに基づく約款改訂による包括同意で強行することは、国民を監視に慣れさせ文句を言わせなくする反プライバシー施策に他ならず、到底許容されるものではない。【個人】

論点 8 : アクセス警告方式に関する技術的な課題はあるか？

## 主な提出意見

### 【技術的課題を明らかにすべき 同旨9件】

- いつどこからでも接続できるというインターネットの特性上、アクセス警告方式については、技術的にネットワーク上のどのポイントで対応するのが適当なのかを、慎重に検討する必要があると考えます。【（一社）テレコムサービス協会】
- そもそも論として、アクセス警告方式については、実施された場合の外部仕様のみが共有されている状況であり、その実装方法については事業者の中でも共通の土台がある状況とは言えないと認識している。実装方法については複数の形態があり得るため、アクセス警告方式そのものの技術的な課題、およびそれぞれの方法での技術的な課題の検討が必要である。【NGN IPoE協議会】

### 【暗号化通信の場合に実施困難 同旨12件】

- 貴検討会では、技術的課題の検討においてメリット・デメリットとあわせて幅広く議論を行い、進めていただきたいと考える。
  - アクセス警告方式は、別の方策で回避が可能であることが、最大の技術的課題である。
  - 近年Webブラウザには、HTTPS通信に関するセキュリティ機構(HSTS)が組み込まれつつあるが、HSTSが組み込まれたブラウザにおいてはアクセス警告方式を導入した場合ブラウザから警告が出る可能性がある。【JPNIC】
- HTTPS通信をはじめとしたエンドツーエンド通信の暗号化による保護技術により技術的に実現できないと考える。ユーザが閲覧しようとする対象サイトと異なるサイト（警告画面を表示するサイト）は、暗号化通信の不成立による接続失敗となり警告画面はユーザが目にすることがない。警告表示のために偽造ルート認証局証明書をユーザに導入させる手法はあるが、国民のセキュリティリテラシーを著しく低下させるものであり認められない。また、通信事業者等が行うならば不正指令電磁的記録供用罪を犯すことになり、WebブラウザやOSなどベンダーに組み込みを交渉しても拒否されることは必然であり交渉自体が嘲笑的になると考える。【個人】
- DNSSEC等の技術との共存が困難である。主要なサイトがTLS化されているところ、TLS通信のセッションに対して警告を挿入することは難しく、これを技術的に可能とした場合はセッションハイジャック等に悪用されることが懸念される。【個人】

## 主な提出意見（つづき）

## 【その他】

- ISPによって自社構築、ローミング/卸提供など設備構成が異なるため、全てのISPが対応可能な方式を採用する必要がある。  
【（一社）電気通信事業者協会】
- 十分な実効性を伴うアクセス警告方式をネットワーク側に実装する場合、現在ISPで採用しているネットワーク機器だけではできず、新たな設備を数多く導入する必要が出てきます。  
これまでわが国では、政府の指示や要請を受けたISPによる検閲のようなことが行われてこなかったため、ISPにもこのような運用のノウハウは蓄積されていません。  
ネットワークの安定運用の点からも、ルーティングに起因する事故は少なからず発生しており、ネットワークに不安定な要素を持ち込むことになるという懸念もあります。  
ネットワークの基幹で設備工事を行う場合、利用者への影響が生じないよう、深夜に通信経路を切り替えながら行うことが一般的です。一度に多くの設備で切り替えを行うことは難しく、工期のかかる作業になることが予想されます。  
ネットワーク構成はISPによって大きく異なるため、実装のポイントも異なることとなり、それぞれ技術的な課題が生じることにもなります。【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】
- アクセス警告方式はアクセスブロック方式の問題点を回避できていないばかりか、複雑な通信内容の改ざんが必要になるため、経路上にアプリケーションの導入が必要になる可能性が高く、計算資源の確保や通信内容の同一性を保持するという側面から見ても不相当だと思われます。【個人】

論点 9：アクセス警告方式の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか？

## 主な提出意見

### 【コスト負担の議論を深めることが必要 同旨8件】

- わが国には多数のISPが存在し、規模もネットワーク構成もさまざまです。このため、コストについても各事業者によって大きく異なると考えられますが、高速化・大容量化する通信の中から対象の通信を的確に見分けてアクセス警告をするためには、それなりに高額なコストがかかります。海賊版サイトへのアクセス抑止のために新規の設備を導入する場合、そのコストを誰が負担するかは大きな議論のテーマになります。仮にISP事業者が負担することになれば、それは結局毎月の通信料金に転嫁されることとなり、国民の家計にも影響が生じることとなるため、この点でも国民の理解を得ていく必要があります。【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】
- アクセス警告方式の導入に関しては通信フローの変更に伴うネットワークの大幅な改修やオプトアウト実施者向けのシステム開発など、相当規模になることが想定されるため、できる限り効率的なものとなるように、検討と議論を深める必要がある。また、アクセス抑止の効果を最大化する観点から、一部の電気通信事業者に限定した取組みとするのではなく、インターネット接続サービス（ISP、モバイル、Wi-Fi等）を提供する全ての電気通信事業者によって実施される必要があると考えられる。実現方式やコスト負担の在り方の検討に際しては、単に複数方式のメリット・デメリットを検討するだけに止まらず、民間事業者間の費用負担の在り方についても、本検討会で明確に整理される必要があると考えられる。【（一社）電気通信事業者協会】
- 「アクセス警告方式」の導入には、通信経路の変更や警告画面の表示等によるネットワークやシステムの変更・開発が相当規模必要と考えます。また、導入に際しては、一部のISP限定ではなく、多数のISPへの適用を視野に入れた検討と理解しています。このため、実現方式やコスト負担の在り方については慎重に御検討いただくことを要望します。ケーブルテレビ業界は中小事業者が過半を占めており、方式導入を事業者一律に求められるのはかなりの負担となるため、導入の際には予算措置を行う等の配慮をお願い致します。【（一社）日本ケーブルテレビ連盟】

### 【コストは受益者負担とすべき 同旨6件】

- アクセス警告方式の導入実施に係るコストは、主に海賊版サイトのリスト整備費用、インフラ構築費用に大別される。実施のためのコストは原則として受益者負担とすべきである。【個人】

### 【その他】

- 著作物の違法コンテンツ対策としてのアクセス抑止方策では、「海賊版サイト」対策としては影響範囲が大き過ぎ、それを実行・維持しようとするインターネット上の経済活動そのものの高コスト化を招き、「海賊版サイト」対策の恩恵を受けない範囲の人には委縮・不利益を与える結果になることが予想される。それは「海賊版サイト」は点々と拠点URLを変え、対策をすり抜けるコストが安く行えるため、抑止策としては機能せず、社会がその恩恵を受けない人々も含めて意味のないコストを払い続けることになりかねない。【個人】



論点10：その他、導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか？

## 主な提出意見

### 【リスト管理等の実際の運用の在り方について議論が必要 同旨20件】

- アクセス警告方式で警告の対象となるサイトのリストの作成、管理のための透明かつ中立的観点からのルール作り、運営主体やオペレーション、コストについても検討を行う必要があると考えます。【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】
- アクセス警告方式に係る日々のオペレーション等について、ICSAのような団体の必要性を考慮しつつ、利用者への周知方法等についても検討の必要があると考えます。【（一社）テレコムサービス協会】
- 「海賊版サイト」として誤認された場合の救済手続きが必要である。所有者・運営者・利用者等による誤認された場合の被害救済手続きを明確にし、その場合に所有者・運営者・利用者等が不利な扱いを受けるべきでないことを明示すべきである。【エンターテインメント表現の自由の会】

### 【アクセス警告方式の実効性に疑問 同旨14件】

- 長年にわたる海賊版対策の経験から、海賊版対策には絶対的に有効な一手というものは存在せず、さまざまな対策を複合的に組み合わせながら実施していかなくてはならないと考える。  
そのような観点から、「アクセス警告方式」についても、対策の一つとして検討すべきであるとは考えるが、海賊版サイトにアクセスしたいと希望するユーザはアクセス（オプトアウト）可能であることが課題であると考えます。そもそも、特定のユーザによるアクセス警告対象の海賊版サイトへのアクセス希望を把握しつつ、依頼に基づき当該海賊版サイトへの接続サービスを提供することも問題である。【一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)】

### 【機微情報の取り扱いに関して慎重に議論すべき 同旨8件】

- 利用者が拒否の申出をした事実自体は通信の秘密とはいえないものの、利用者の内心にかかわる機微な情報であるということもできるため、その管理についても、検討を要すると考えます。【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】
- アクセス警告を表示した相手先のログは、海賊版サイト利用者を検挙する上で重要な証拠となるが、その取り扱いについては通信の秘密の趣旨を踏まえて慎重な議論を要する。【個人】



論点 1 1：端末側での対応策にはどのようなメリット・効果があると考えられるか？

## 提出された意見

### 【端末側での対応策には一定のメリットがある 同旨 10件】

- 端末側での対応策については、ISP側で通信経路の変更やネット側のシステムでの警告表示が不要となり、通信の秘密に関する問題が回避され、メリットがあると考えます。例えば、違法・有害なコンテンツへのアクセスを制限する青少年向けフィルタリングサービス等での導入実績もあり一定の効果があると考えます。一方で、利用者が使用する多様な端末や各種OSへの対応等の課題もあると認識しております。【（一社）日本ケーブルテレビ連盟】
- 端末側においてアクセス警告を実施することは、少なくとも電気通信事業法との関係では通信の秘密との問題が生じないことから、法的な問題は少ないと考えます。  
また、ISPのネットワークに新たな設備を導入する必要がないことは、ISP事業者が直接大きな投資をする必要がないことに加え、導入の迅速性の点でもメリットが大きいと考えます。【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】
- 自ら進んで海賊版サイトと思しきサイトに足を踏み入れないように設定することは自衛意識を持つことであり、この点はメリットは大きいと思います。ただし、中には判断の難しいサイトも存在するため正しい情報の共有などが必要になってきます。【個人】
- 「アクセス抑止方策に係る検討の論点」でも挙げられているユーザの端末側でのアクセス警告であれば、通信の秘密をおびやかすことなく実施することが可能である。一般に若年のユーザは海賊版サイトにおける権利侵害を認識することが比較的困難だと考えられるが、これはフィルタリングサービスの使用が求められる層と合致する。国内外のフィルタリングサービスベンダー、ブラウザベンダー、ファイアウォールベンダーなどと協力して、端末側でのアクセス警告を拡充することが有効な対策だと考える。【個人】

### 【端末側での対応策にはメリットがあるが効果は限定的 同旨 4件】

- 端末側での対応策として、携帯電話における違法・有害なコンテンツへのアクセスを制限する青少年向けフィルタリングサービスを例に取れば、利用にあたり予め利用（不要）申出を求めため、通信の秘密の問題はクリアされるメリットがある。なお、青少年向けフィルタリングサービスでは、既に一定数の海賊版サイトへのアクセスが制限されている。  
一方、利用者がオプトアウト等すれば海賊版サイトの閲覧が可能であるため、違法性を問われない現状においては著作権侵害対策としての効果は限定的であると考えられる。そのため、アクセス抑止方策として、どの程度の効果があるのかについて丁寧な議論を通じて客観的な結論を得ることが重要と考える。【（一社）電気通信事業者協会】

論点 1 2：フィルタリング等の端末側での対応策はどのような方法が考えられるか？

## 主な提出意見

### 【ブラウザでの対応が考えられる 同旨 4 件】

- ブラウザ自体に組み込まれている機能を活用するか、広告ブロッカー等のために提供されているブラウザ拡張の仕組みが利用できる。【個人】
- 海賊版サイトの定義を明確にして、それに合致するサイトに対して、インターネットブラウザソフトの拡張機能もしくは、インターネットセキュリティソフトの機能として、抑止画面を表示させる方法にするべきである。まずは、海賊版サイトの明確な定義の設定と、それに合致するサイトのリストの作成及び、リストの配布を各インターネットセキュリティソフト開発者に行い、リストに基づく警告表示をお願いする方向で、話を進めてほしい。【個人】

### 【既存のフィルタリングサービスが存在する 同旨 4 件】

- アクセス警告方式の導入に関する議論ではオプトアウトの原則が挙げられているが、現状でもスマートフォンには消費者の同意のもとでフィルタリングをかけることができ、必要なくなれば外すことができる環境が整備されている。「どのようなサイトをフィルタリングするか」という点についてはEMA（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）による認定が終了している今、客観性をどのように持たせるかについて議論せねばならないが、ユーザーによるオプトアウトが確保されており、エンドツーエンド原則に則った解決策のひとつだと考える。【一般社団法人インターネットユーザー協会】

### 【その他】

- 端末フィルタリングにおいては、インターネット接続されるネットワークや端末が多種・多様になっているなか、利用者が使用する端末（パソコン、スマートフォン等）に搭載されるブラウザすべてに対応するフィルタリングソフトの開発を電気通信事業者のみで実現することは、技術的に困難である。端末フィルタリングによるアクセス抑止方策の検討にあたっては、むしろ各端末のOSベンダからの協力を得ることを検討すべきではないか。【（一社）電気通信事業者協会】

論点13： 端末側での対応策はどのような技術的課題があるか？

## 主な提出意見

### 【その他】

- スマートフォンのWEB接続等で既に導入されている主に青少年を対象としたフィルタリングサービスの状況等を参考例として、PC等も考慮した上で今後検討していくのが良いと考えます。【（一社）テレコムサービス協会】
- ユーザーの端末スペックは千差万別であり、挙動が重いシステムはそれ自体が問題であると考えます。技術的な課題を含めて慎重に議論する必要があると考えます。【個人】

論点14： 端末側での対応策の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか？

## 主な提出意見

### 【コストは受益者負担とすべき 同旨3件】

- 海賊版サイトなど利用しないユーザーに負担を求めることには違和感を覚えます。コストに関しては、権利者が支払うべきだと考えます。【個人】

### 【その他】

- 端末側で既に実装されている仕組みを活用でき、新たなインフラ構築を伴わないことから、リスト整備費用のみで実施できると考えられる。【個人】
- 端末側での対応策を導入した場合、そのコストは利用者に転嫁されざるを得ないため、コストがどれだけかかり、それが利用料金にどれだけ反映されているか明示される必要があると考える。【個人】
- 既存のフィルタリングをベースに考える場合、端末側アプリケーションの開発コストのほかに、フィルタリングソフトの利用料の負担が問題となります。多くのフィルタリングソフトは、ウイルス対策ソフトと同様に年間契約のサービスとして提供されており、ISP事業者がフィルタリングを提供する場合、ソフトの開発元と包括契約を行い、ユーザ数に応じたライセンス料を支払っているのが一般的です。  
ライセンス料はフィルタリングサービスが必要な利用者に転嫁する場合と、青少年の利用者を増やす営業政策の見地から事業者が負担する場合がありますが、成人を含めたすべての利用者に対象が広がる場合、スケールメリットは相当生じるものの、ISP事業者だけで負担しきれない金額になることが予想されます。  
海賊版サイトへのアクセス警告のために導入する場合、このコストを誰が負担すべきかは議論のテーマであると考えますし、ISP事業者が負担するとなれば結局利用者の通信料金に転嫁されることとなります。【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】
- 端末側での対応方法と同時に、開発コストについても今後の検討が必要であると考えます。  
端末提供事業者及び電気通信事業者においては、規模の異なる事業者が多々参入しているという市場環境を十分考慮して、対応方法の決定及びコスト負担の在り方について、丁寧な議論が必要であると考えます。【（一社）テレコムサービス協会】

論点15：その他、端末側での対応策の導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか？

## 主な提出意見

### 【その他】

- ブラックリストに何が掲載されるか、また、不当にブラックリストに掲載された場合の救済手段が問題になる。【個人】
- 既存のフィルタリングは、主に青少年を対象に、不適切なサイトへのアクセスを遮断する機能であるため、成人に対して警告を表示したうえでアクセスの判断を委ねるような機能は実装されていない場合があります。  
既存のフィルタリングをベースにしてこれを実装する場合、アプリケーションの開発などが必要となり、開発元をまじえた議論が必要となるでしょう。  
ブラウザの機能拡張で実施する場合、標準機能として実装してもらうのであれば、日本国内の事情を開発元にどの程度理解してもらえるかが問題となりますし、プラグインで実装する場合、比較的自由に開発はできる一方で、プラグインを利用者にインストールしてもらう方法が課題となります。いずれであっても、アクセス抑止方策の対象となるサイトのリストの管理を誰がどのように行うかは、別途課題になります。【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】
- 端末側での対応策は端末側で閉じたものであるべきであり、使用の有無や使用者の通信を監視するといったことがないようにする必要がある。【個人】
- ユーザーが所有する端末は、当然ながらユーザーの財産でありプライバシーの塊です。その点を十分に留意したうえで議論を進めていただきたいと考えます。【個人】
- 端末側でのアクセス警告方式についても、仮に利用の対象を青少年以外に広げ、幅広い国民に対して利用を促すのであれば、その正当性を十分確保し、維持することが重要になります。  
具体的には、警告の対象となるサイトのリストの作成、管理のための透明かつ中立的観点からのルール作り、運営主体やオペレーション、コストについても十分な検討を行う必要があると考えます。【（一社）日本インターネットプロバイダー協会】



論点外：他の海賊版対策とアクセス抑止方策との比較を含む、海賊版対策全般への評価

## 主な提出意見

### 【海賊版サイト運営者の取締・執行強化が必要 同旨 39件】

- インターネットにおける海賊版対策の検討においては、まず、アップロードによる著作権侵害に対する民事・刑事の権利行使においてどこにボトルネックがあるのかを明らかにした上で、そのボトルネックを解消するための地道な取り組みのみに注力するべきである。【個人】
- 多くの有識者に指摘されていることだが、一番の問題点は海賊版サイトの運営者と、海賊版サイトに広告を発信している広告業者である。決してダウンロードするユーザーではない。今後は運営者と広告業者への対策が議論の中心となってくれることを望む。【個人】
- 実施すべきはアップロード者の取り締まりや、違法サイトへの広告の出稿であり、国境を越えて取り締まれるための海外との連携や、日本に海賊版対策を専門とする部隊を設けることだと考えます。海外との調整が面倒で自信がないので、国内の締め付けで済ませようというのは、時代に即しておらず、単なるその場しのぎの怠慢に思えます。海賊版対策をきちんとやるなら、遅かれ早かれ、海外との連携は必要になると考えます。【個人】

### 【民事上の法的訴求に資する取組や制度改正が必要 同旨 12件】

- アクセス警告方式は、回避が容易な割には通信の秘密の脅威となる点で問題がある方式である。そもそも、海賊版サイト対策は、プロバイダ責任制限法の見直しやディスカバリー制度の充実や、海外法人相手の訴訟の簡便化が本来的な手段であり、そのような措置が講じられれば、海賊版サイト対策は必要十分である。この点について、全く議論せずに、アクセス警告方式有りきの議論は遺憾である。【個人】

### 【広告対策が必要 同旨 14件】

- 共通認識として、海賊版サイトの一番の問題点は海賊版サイトの運営者である。また海賊版サイトへデジタル広告を発信している業者も問題である。この運営者および広告業者への対策を議論するべきである。【個人】
- 海賊版サイトに対し、アップロード者に対してどのように権利行使をするかや広告収入を得られないようにすることをまず検討すべきである。【個人】

**【正規版流通強化が必要 同旨9件】**

- そもそも、「海賊版コンテンツ」を育てないような、出版物の工夫も考慮に入れるべきだと考えます。「正規コンテンツ」が買われていれば、「海賊版コンテンツ」は使われることがないわけですから、それら「正規版コンテンツ」が買われるような方式を取っているかの施策を明確にするのも必要だと考えます。具体的には、今は明らかに電子書籍への取り組みが特に遅れており、それが「海賊版コンテンツ」をのさばらせている原因だと考えます。特に、これらのパブコメでは、「既存ビジネス」の保護だけを考える視点だけしか考えられていません。国家の法を考えるに「新規ビジネス」への投資を促進する方針を盛り込むべきだと考えます。【個人】
- 出版社の正規のコンテンツを頒布する手段についても検討をしてほしい。現在出版社は独自のアプリケーションを開発、頒布しているが、コンテンツの購入に加えて広告の削除に課金を要するものや、ユーザーインターフェースの設計が不十分であるもの等があり、ユーザーエクスペリエンスを下げている。一方、「海賊版サイト」については、ユーザーインターフェースの設計が十分になされているものが多く、ユーザーエクスペリエンスが高いため、正規の頒布手段においてユーザーエクスペリエンス上の不満を抱えたユーザーが、「海賊版サイト」に流入している現状があるのではないかと。従って、「海賊版サイト」を規制するためにアクセス抑止方策について十分な検討を重ねることはもちろん、出版社がよりユーザーエクスペリエンスが高い頒布手段を採ることが必要だと考える。【個人】
- アクセス警告方式の導入に反対いたします。海賊版サイトへアクセスした際の警告を行うためにはそもそもネットワーク上のあらゆる通信を監視する必要があり、憲法で保障された国民の通信の自由を害することになります。先に行われた海賊版サイトのブロッキングの導入の議論においても、同様の懸念が多数あり、結果的に導入が見送られたことは総務省の方々もご存知かと思えます。もちろん漫画の海賊版サイト対策は必要だと思いますが、そのために国民の通信の自由を蔑ろにしているとは思えません。まず行うべきなのはサイト運営者などの逮捕、正規の漫画読み放題サービスの利用の促進など、国民の権利を書さない方法ではないでしょうか？ 上記の理由から、アクセス警告方式の導入には反対です。【個人】

**【著作権教育・啓発が必要 同旨 5 件】**

- 例えば、デザイン・クリエイティブ業界向けの雑誌や書籍のように、海賊版サイトユーザーの中心層が読む漫画雑誌等に著作権についてテーマにした連載や特集を設け、上記のアラートのように数行のコメントに終わらすことなく、数ページを割いて解説をすることを繰り返すという情報伝達の方が学習効果があるのではないか。さらに言えば、学校教育の中で、著作権について扱うことが学習効果があり啓蒙につながるのではないか。【女子現代メディア文化研究会】
- 全体的な対応として、よりいっそう利用し易い形式による正規版の利用を整備し、海賊版サイトへの規制（広告や検索やリーチサイトや紹介サイトやニュースからの周知）を行ったうえで、著作権教育を行ってゆくことで、混乱や不信感を招くことなく、健全なコンテンツ利用に向けて行くと思われれます。【個人】

**【ブロッキングが必要 同旨 4 件】**

- サイト・ブロッキングがオンライン上の著作権侵害を減少させるための最も効果的な手段と考えており、仮に、アクセス警告方式が導入され、オンライン上の著作権侵害を減少させることができないことが明らかになった場合には、サイト・ブロッキングの速やかな実施を求めます。【株式会社日本国際映画著作権協会】
- 「アクセス警告方式」についても、すでに児童ポルノやDNSAmP攻撃対策などでされているサイトブロッキングと同様に「通信のあて先の常時確認」が行われるのであれば、海賊版サイトに対するサイトブロッキングを法律で定めた上で、裁判所の判断に基づく司法的サイトブロッキングを実施した方が、国民の不安や懸念を払拭できるのではないか。【一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)】

**【ブロッキングに反対 同旨 1 3 件】**

- ブロッキング及びアクセス警告方式について、どちらも行うべきではない。いずれも通信の秘密を侵害する行為であり、また中国における金盾のようなおぞましい検閲装置への橋頭堡にほかならない。【個人】

**【フィルタリングが必要 同旨 5 件】**

- 仮に導入するのであれば、フィルタリングソフトとして提供すればよいです。あくまでも利用者が任意で、自由意思に基づき情報に接することができなければなりません。【個人】

## 【その他】

- 電子透かし、ブロックチェーン等の仕組みをコンテンツ提供者側が取り入れ、コンテンツが公開される前に対策を打つべき。【個人】
- アクセス警告の対象となる海賊版サイトのリストを公表してしまうのも重要である。事実昨年春の漫画村は大きな話題となることですぐにサイトを閉鎖してしまった。ユーザー一人一人にただ警告するよりはまず「海賊版サイト」であることは業界の啓蒙と絡めて広く公表するだけで十分効果があるのではないか。【個人】
- 現状まず整備すべきは、消費者生活センターなど一次通報窓口の機能及び捜査権限等の増強を行うと共に、窓口機能から捜査、法的実効性のある命令、逮捕等の即応性と実効性を持たせる事で、通報者である市民に「自分たちによる通報に実効性がある」と実感させる点であると指摘致します。【個人】

(注) いただいたご意見の分類等については、事務局の判断で最も適切と考えられるところへ分類し、整理させていただきました。  
意見の件数については、同一者から同旨の意見が複数寄せられた場合には重複分をすべて合わせて1件として計測しております。